

## 第7回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年5月5日（火）

午前10時から

本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況及び医療提供体制について

（2）緊急事態宣言の延長に伴う措置の内容について

（3）国への要望について

（4）その他

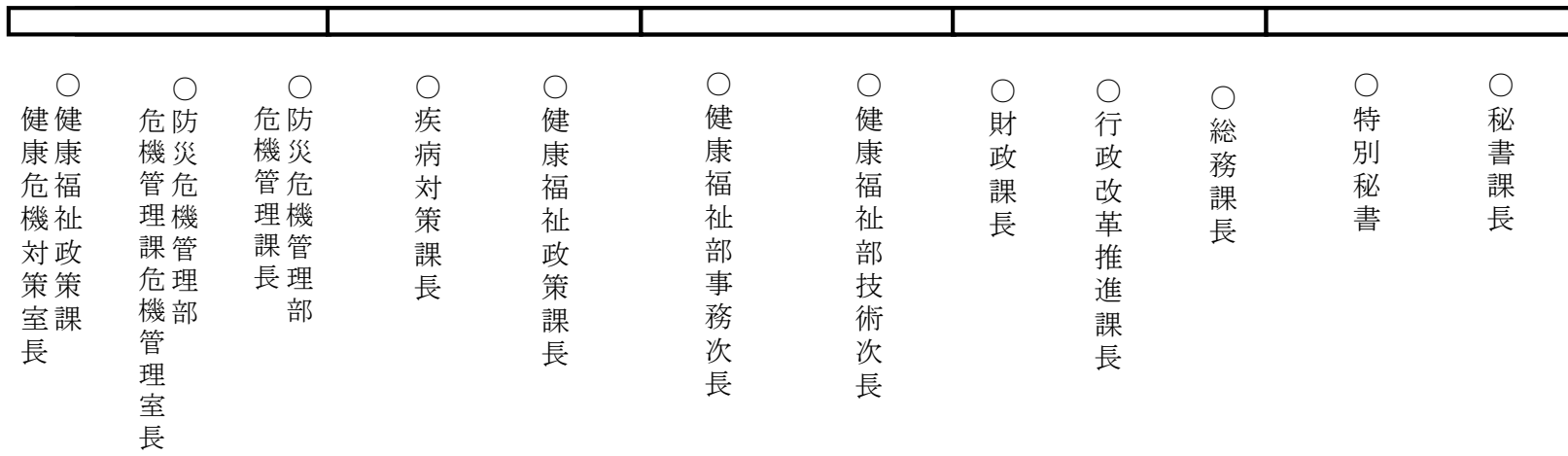
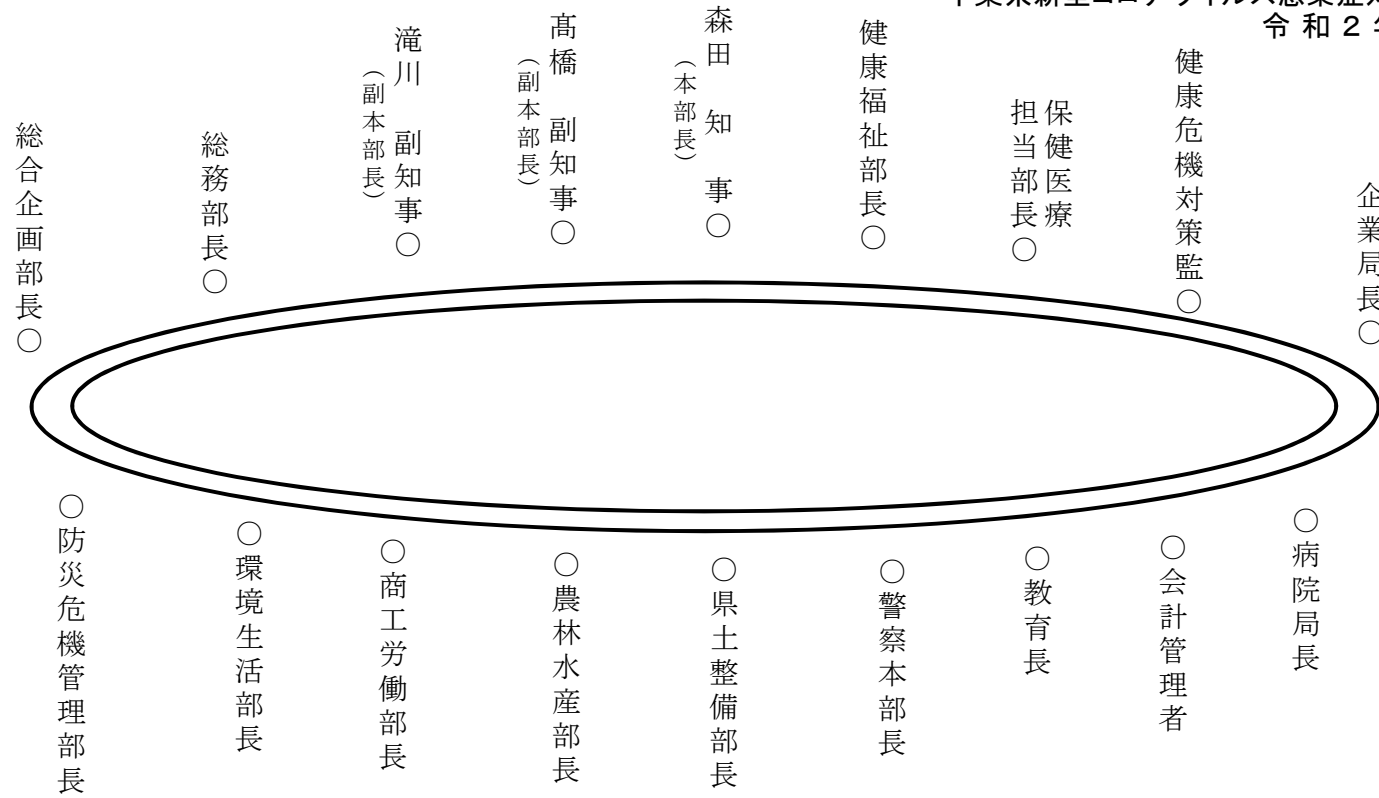
### 3 閉 会

# 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和2年5月5日（火）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次  
令和2年5月5日



# 新型コロナウイルス感染症の発生状況 及び医療提供体制について

令和2年5月5日（火）

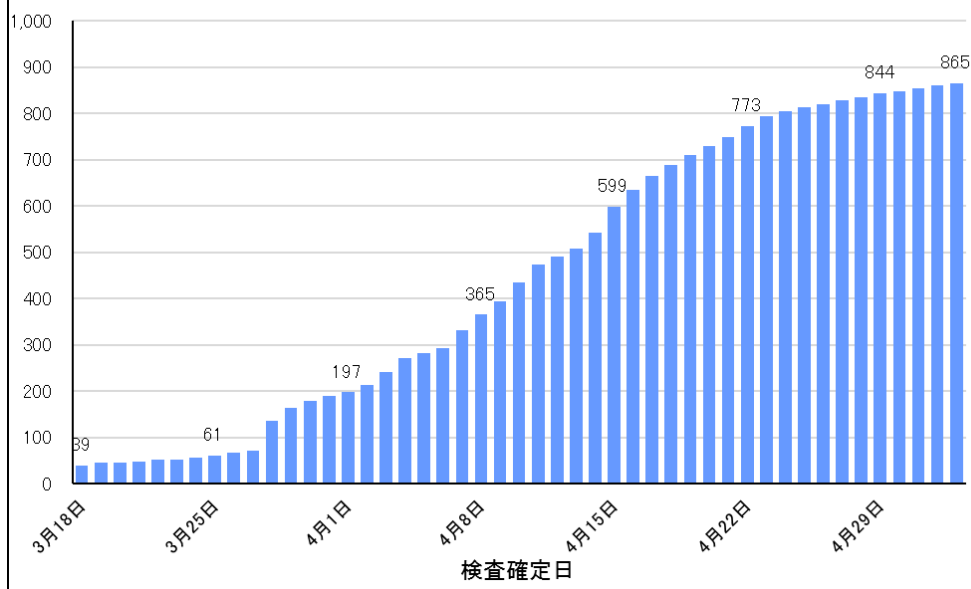
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

# 1 千葉県の感染状況等について①

※感染者数等は5月4日公表時点のもの。

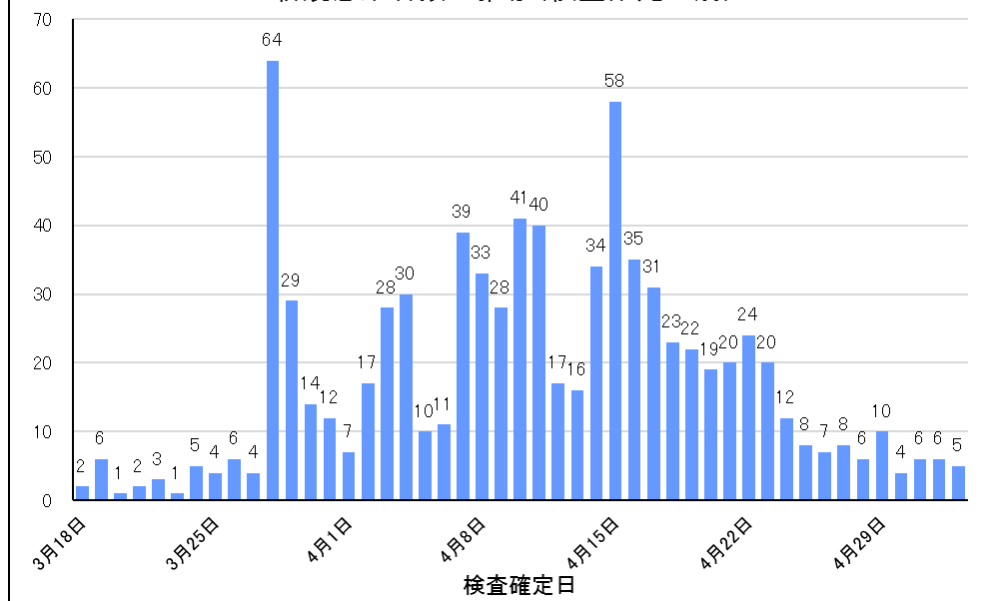
- 千葉県における感染者数は、3月下旬頃から急増し、5月4日現在では累計865人となっている。
- 新規感染者数は、3月下旬から4月中下旬にかけて、非常に多い状況が続いていたが、ここ1週間は10人以下で推移している。(検査確定日別)

感染者数の推移(検査確定日別、累計)



(単位:人)

新規感染者数の推移(検査確定日別)

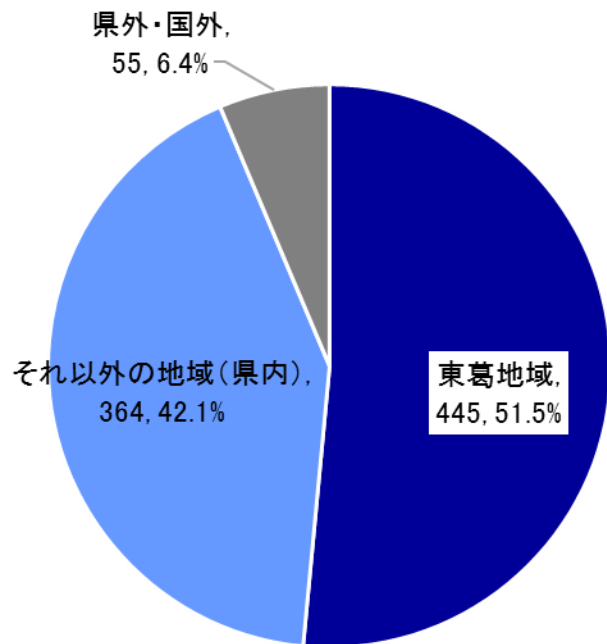


(単位:人)

# 1 千葉県の感染状況等について②

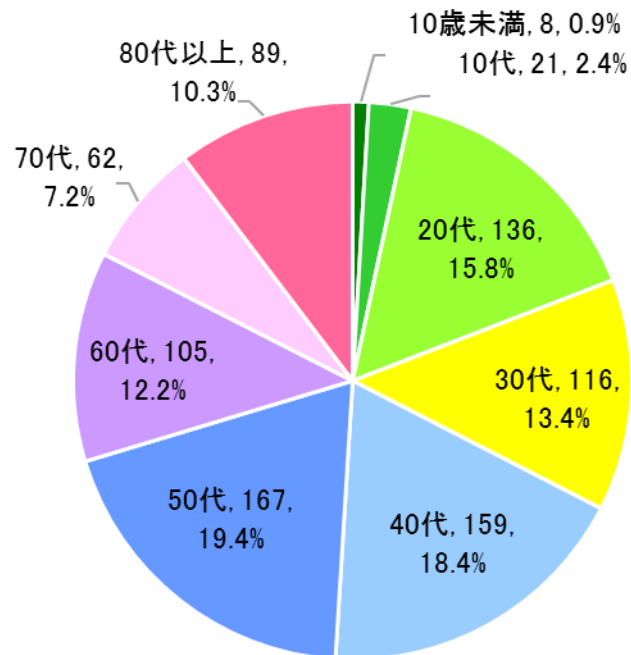
- 地域別にみると、東葛地域が過半数を占めており、都内の感染状況にも大きく影響されていると考えられる。
- 年齢別にみると、全世代に幅広くまたがっている。

地域別の感染者数・割合



※居住地非公表の者を除く。(単位:人、%)

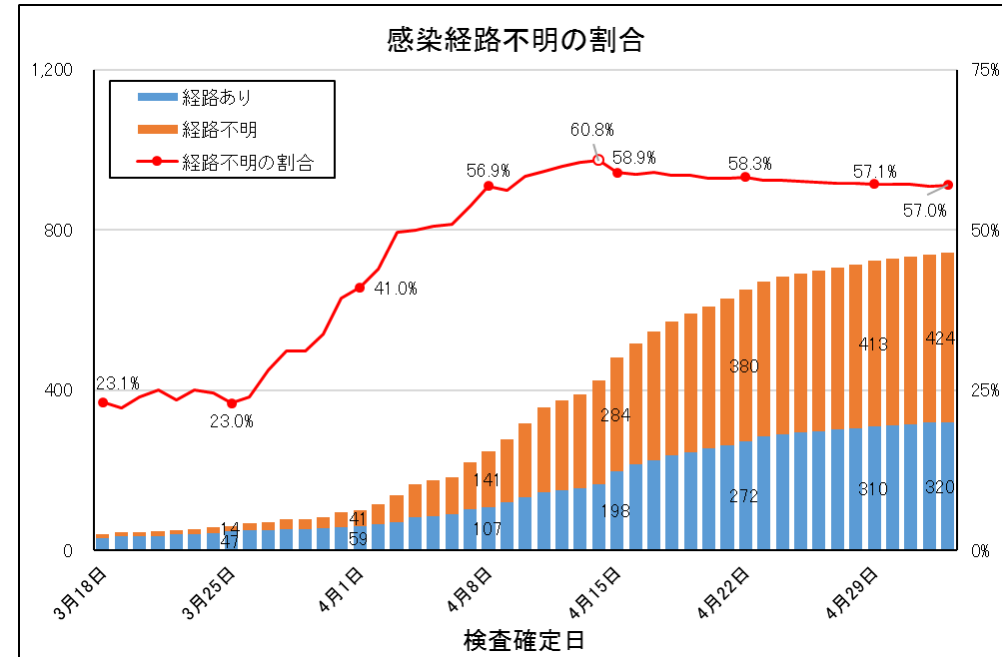
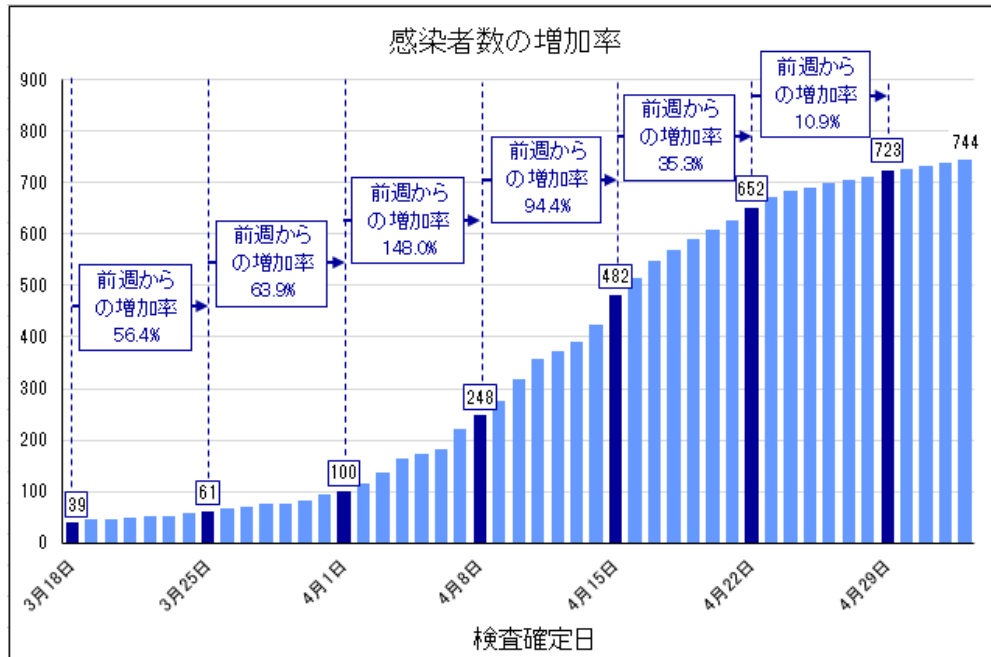
年代別の感染者数・割合



※年齢情報の提供に同意のない者を除く。(単位:人、%)

# 1 千葉県の感染状況等について③

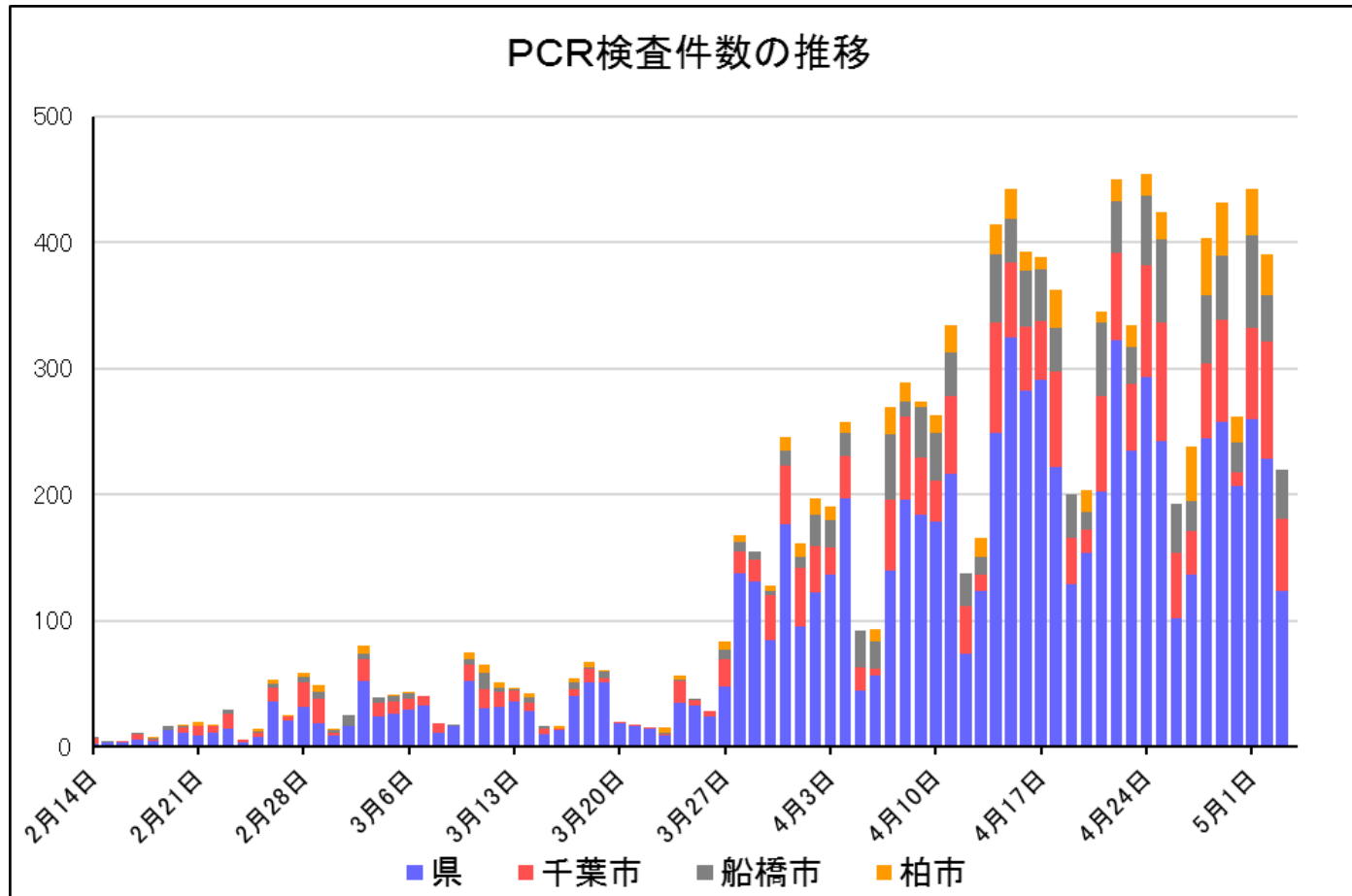
- 感染者の増加率は、4月上旬に急上昇し、その後、徐々に下降しつつある。
- 感染経路が不明なケースは、3月下旬から4月中旬にかけて急上昇し、その後も高止まりしている。



※上記いずれのグラフも、北総育成園における集団感染(121人)を除く。(単位:人、%)

## 2 千葉県の医療提供体制について①

- 千葉県におけるPCR検査件数は、3月下旬から増加し、直近では400件前後で推移している。  
(現在の検査可能件数: 千葉県474件、千葉市32件、船橋市20件、柏市20件)
- また、地区医師会等による検査も進めている。



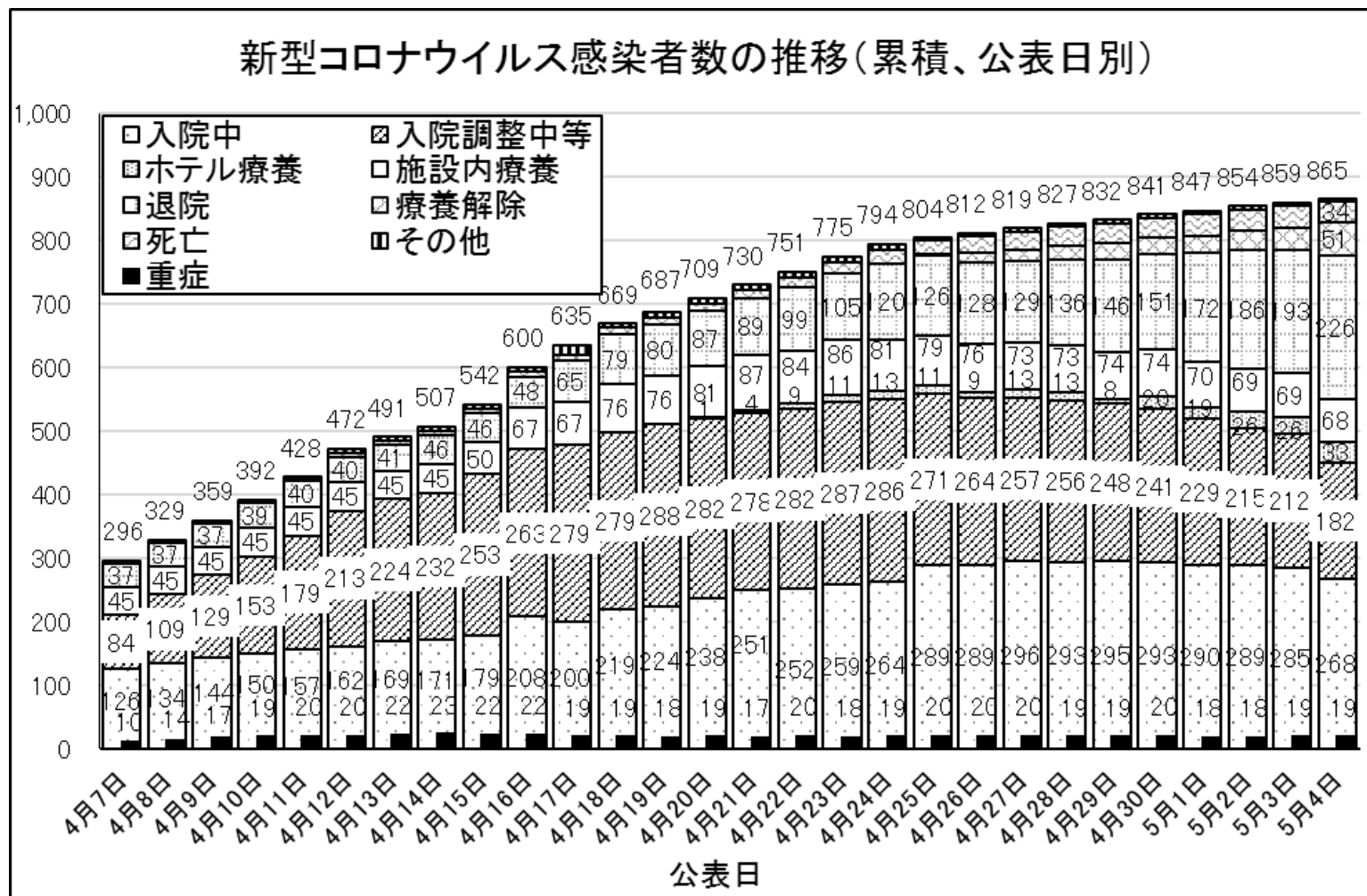
※陰性化確認検査を含む。(単位:件) ※5月3日時点



## 2 千葉県の医療提供体制について②

○ 5月4日現在、千葉県の累計感染者:865名

内訳:入院中268名(うち重症19名)、入院調整中等182名、ホテル療養33名、施設内療養68名  
退院226名、療養解除51名、死亡34名等



## 2 千葉県の医療提供体制について③

(1) 移行期において患者を受け入れる病床数として医療機関から回答のあった数

おおむね450床(5月4日現在) ⇒ 目標850床

※対象医療機関:災害拠点病院(25)・公的医療機関(31)に病床確保を再要請中  
上記以外の全病院(235)にも病床確保を要請中

(2) 軽症者等を対象に、ホテルにおける宿泊療養を実施

(入院中及び入院調整中の軽症者等で、高齢者や基礎疾患のある方等以外を対象とする)

ホテル名	室数	期間(予定)
①成田ゲートウェイホテル	250室	4/20～6月末
②桜スカイホテル柏	56室	4/22～5月末
③バーディーホテル千葉	120室	4/30～6月末
④船橋第一ホテル	100室	4/30～6月末
計	526室	

【ホテルへの支援体制】

- ①成田ゲートウェイホテル  
・3クール計76名の県職員を派遣  
・医師は近隣医療機関の協力による
- ②③④は、地元市から職員派遣及び近隣医療機関の協力による

(3) 特措法に基づき、感染が拡大した場合に備え、大規模施設を活用した臨時の医療施設  
の開設準備を進める

## 緊急事態宣言の延長に伴う措置について（案）

### 1 緊急事態措置を講じる区域

県内全域

### 2 緊急事態措置の実施期間

5月7日から5月31日まで

### 3 緊急事態措置の内容

- (1) 県民に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第45条第1項に基づき、外出を自粛するよう要請する。
- (2) 複数の者が利用する施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、感染対策の徹底の協力を要請する。
- (3) 特措法第24条第9項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の協力を要請する。
- (4) 特措法第24条第9項に基づき、特定の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対して、施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請するほか、特定の事業者等について、適切な感染防止対策を講じた上で事業の継続を要請する。

※具体的な要請の内容は、5月6日までに行った内容と同一とする。

### 4 措置内容の見直しについて

- 1、2週間後に措置内容の見直しが可能かを検討することとする。

## 緊急事態宣言の延長に伴う措置について

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出の自粛要請等の措置を行ってきたが、令和2年5月4日の国の緊急事態宣言の延長及び新たな基本的対処方針が示されたことを踏まえ、これまでの措置を継続することとする。

県民、事業者の皆さまには、感染防止対策に一層の御理解・御協力をお願いする。

なお、5月6日までの外出自粛等の効果が反映されてくる、1、2週間後に措置内容の見直しが可能かを検討することとする。

### 1 基本的な考え方

- ① 外出自粛要請など、国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 徹底して「3つの密」の発生を避ける行動を取っていただくよう、県民・事業者の意識に訴えかけることを重視し、県一丸となって感染防止対策に取り組む。
- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限に留め、社会機能を停止させるような施策は実施しないことを県民に周知するとともに、落ち着いた対応を呼びかける。
- ④ 地域は千葉県全域とし、期間は国の方針を踏まえ5月31日までとする。

### 2 具体的な要請内容

#### (1) 県民の皆さまへ

- 生活の維持に必要な場合を除き、昼夜を問わず、みだりに外出しないでください。
- 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除きますが、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを今まで以上に推進してください。

#### <生活の維持に必要な場合の例>

通院、社会福祉施設への通所、食料品・医薬品・生活必需品の購入、健康維持のための運動・散歩、在宅ではできない仕事 等

- 行楽、観光、帰省など、不要不急の外出を自粛してください。
- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛してください。
- 「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、日常生活を見直してください。

- 商店街やスーパーマーケット等買い物に出かけるときは、人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けてください。
- 公園等を利用する際は、少人数で、混雑時を避け、人と人の距離を適切にとってください。

## (2) 事業者の皆さまへ

- 「3つの密」を避けるような対策を講じること、入場者の整理、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、マスクの着用などを入場者に周知するなど、感染拡大防止措置を行うことの協力を要請します。
- 下記の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対し、施設の使用停止又はイベント開催の停止の協力を要請します。

施設の種類	内訳
大学 等	大学、専修学校、各種学校 等
劇場 等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
集会場 等	集会場、公会堂、展示場、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る。)
運動施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブ 等
遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
博物館 等	博物館、美術館、図書館
遊興施設 等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画 喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
自動車教習所 等	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 等

\* 下線は延べ床面積の合計が 1000 平方メートルを超えるものに限る。

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の施設を管理する事業者の皆様に対し、原則として、施設使用及びイベント開催の停止の協力を要請します。

- 保育所、介護老人保健施設等（※）を管理する事業者に対し、適切な感染防止対策を講じたうえで事業の継続を要請します。ただし、保育所及び放課後児童クラブについては、必要な保育を確保したうえで、規模の縮小を含めた適切な感染防止対策も併せて要請します。

（※）保育所、介護老人保健施設、その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

- 下表の事業者等に対して、適切な感染防止対策を講じたうえで事業の継続を要請します。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	食堂等、生活必需物資の小売り関係	食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
社会の安定の維持	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等

区分	事業内容	
社会の安定の維持	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくよう協力を要請します。
- 商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止として、以下の協力を要請します。
  - ・ 人が密集する状況となった場合の適切な入場制限
  - ・ 行列の位置の指定など、人と人との距離を適切にとる
  - ・ 扉・共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生の確保
- 行楽地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイについて、3つの密を避ける対策の徹底及び人が密集する状況となった場合の適切な入場制限への協力を要請します。

### (3) 催物の開催について

- 「3つの密」を避けられない場合など、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催自粛の協力を要請します。

## 緊急事態宣言延長に伴う国への要望について

令和2年5月5日

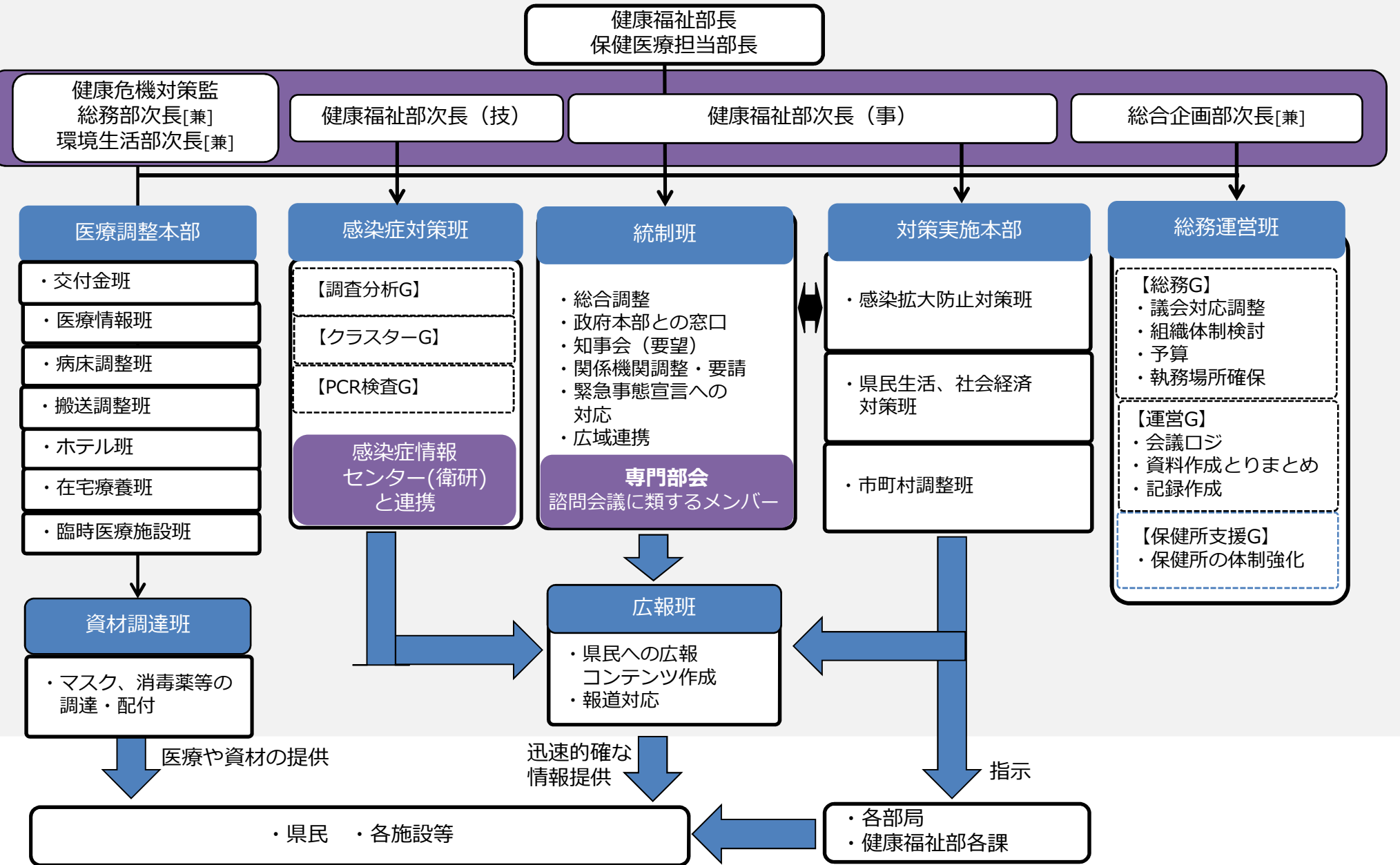
- 国の専門家会議の提言によれば、感染症対応については長丁場を覚悟しなければならない状況にあることから、県では、引き続き医療提供体制の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けている中小企業の再建支援などに積極的に取り組む必要がある。
  
- 地域の実情に応じた取組が円滑・効果的に進められるよう、次の項目について、すみやかに国に対して支援等を要望したいと考えています。

### 【主な項目（予定）】

- 1 県に対する財政支援の充実
- 2 医療提供体制の確保に向けた支援
- 3 中小企業等への支援
- 4 社会福祉施設等への支援 等



# 【参考】 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 組織体制



# 【参考】 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 班等の業務

班 名	所掌事務(主なもの)
部長、担当部長	対策本部の総括
次長(事・技)対策監	各班の総括
総務運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務G:議会等対応、組織体制検討、予算・経理、執務場所確保・環境整備</li> <li>・総務運営G:会議のロジ・運営、資料作成とりまとめ、記録作成</li> <li>・保健所支援G:保健所の体制強化</li> </ul>
統制班	総合調整、政府本部の窓口、知事会要望、関係機関との調整・要請、緊急事態宣言対応、広域連携(専門部会)
対策実施本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止対策班:緊急事態宣言への準備対応、措置の検討・実施・具体策の検討</li> <li>・県民生活、社会経済対策班:県民生活、県民経済の安定に関する総合調整、指定地方公共機関の調整</li> <li>・市町村調整班:市町村との調整</li> </ul>
医療調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金班:交付金制度に関すること</li> <li>・医療情報班:病床確保の計画策定、広域調整等</li> <li>・病床調整班:病床コーディネート</li> <li>・搬送調整班:入院患者の情報整理、搬送手段の確保等</li> <li>・ホテル班:軽症者等の施設療養に係る体制整備等</li> <li>・在宅療養班:軽症者等の在宅療養に係る体制整備等</li> <li>・臨時医療施設班:臨時医療施設の整備等</li> </ul>
資材調達班	マスク、消毒薬等の調達・配布
感染症対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査分析G:患者動向の把握、患者数とりまとめ</li> <li>・クラスターG:クラスターに関すること</li> <li>・PCR検査G:PCR検査の体制整備等 (感染症情報センター(衛生研究所との連携))</li> </ul>
広報班	県民への広報、コンテンツ作成、報道対応

# 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局等 応援職員について

令和2年5月5日

## ○ 本部事務局応援職員

5月1日現在において、本部事務局職員 計154名が勤務  
内訳は、健康福祉部78名、他部局からの応援職員76名

## ○ 保健所の体制強化

① 4月27日現在において、本庁及び保健所からの応援職員  
延べ343名が勤務

\* 他部局からの応援職員(事務)1日当たり9名を含む

② 保健所監査・指導業務を先送りして、所属内応援職員を  
確保

③ 臨時的任用職員や県OB等の採用により保健師を確保

④ 2市の御協力により1日当たり8人の保健師の派遣あり

## ○ 成田ゲートウェイホテルへの応援職員

5月3日現在において、3クール計76名が勤務（各クール  
24～28名）

・各クール6泊7日交代制

\* 日勤は7時～20時まで

\* 夜勤は20時～翌7時まで（生活支援班のみ3名従事）

### <第3クール>

総括責任者 1名（健康福祉部 獣医師） 日勤

副総括 1名（健康福祉部 獣医師・薬剤師） 日勤

総務班 4名（他部局事務職員） 日勤

保健医療班 4名（看護師） 日勤

※ 野田、鶴舞看護専門学校、県保健医療大学教員

生活支援班 18名（他部局事務職員） 日勤・夜勤

---

計28名

## 緊急事態措置の延長に伴う県有施設等の対応について

令和2年5月5日  
総務部

4月24日に公表した県有施設等の対応については、5月5日に発表された緊急事態措置の延長に伴い、次のとおり、閉鎖等を実施（延長）することとする。

### 記

#### 1 閉鎖等を実施（延長）する施設について

◎レジャー・余暇活動等に関する県の施設（詳細は別添のとおり）

・文書館、幕張メッセ国際展示場、文化会館、青少年教育施設、図書館、博物館、美術館、運動施設など

・公園等（都市公園、自然公園、県民の森など）に設置されている施設（駐車場、宿泊所、ビクターセンター、バーベキュー場、展望塔、運動施設、遊具等）

※公園等については、園路や広場の閉鎖はしないが、空いた時間や場所を選んでの利用を要請。

・海岸付近等の駐車場等

担当：総務部 行政改革推進課  
電話：043-223-2046

県有施設等の閉鎖等の一覧

No.	所管部局庁名	所管課名	施設名	閉鎖等の状況	閉鎖等の箇所	閉鎖等の終期
1	総務部	政策法務課	文書館	休館（休業）	全体	当面の間
2	総合企画部	男女共同参画課	千葉県男女共同参画センター	休館（休業）	全体 ※ただし相談業務は継続中	当面の間
3	防災危機管理部	防災政策課	千葉県西部防災センター	休館（休業）	全体	当面の間
4	健康福祉部	高齢者福祉課	千葉県福祉ふれあいプラザ	休館（休業）	全体	当面の間
5	健康福祉部	障害者福祉推進課	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	休館（休業）	全体	緊急事態措置の間
6	環境生活部	自然保護課	千葉県いすみ環境と文化のさとセンター	一部休館（休業）	ネイチャーセンター（センター地区）、 デイキャンプ場（センター地区）、駐車場	当面の間
7	環境生活部	自然保護課	自然公園施設 大房岬自然公園施設	一部休館（休業）	ビジターセンター、キャンプ場、駐車場	当面の間
8	環境生活部	自然保護課	自然公園施設 勝浦海中公園施設	一部休館（休業）	ビジターセンター、トンネル、栈橋	当面の間
9	環境生活部	自然保護課	自然公園施設 白子自然公園施設	一部休館（休業）	野球場、テニスコート、駐車場	当面の間
10	環境生活部	自然保護課	自然公園施設 片貝自然公園施設	一部休館（休業）	ビジターセンター	当面の間
11	環境生活部	自然保護課	自然公園施設 上永井自然公園施設	一部休館（休業）	飯岡刑部岬展望館	当面の間
12	環境生活部	自然保護課	自然公園施設 館山自然公園施設 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
13	環境生活部	自然保護課	千葉県射撃場	休館（休業）	全体	当面の間
14	環境生活部	県民生活・文化課	文化会館 千葉県文化会館	休館（休業）	全体	緊急事態措置の間
15	環境生活部	県民生活・文化課	文化会館 千葉県東総文化会館	休館（休業）	全体	緊急事態措置の間
16	環境生活部	県民生活・文化課	文化会館 千葉県南総文化ホール	休館（休業）	全体	緊急事態措置の間
17	環境生活部	県民生活・文化課	文化会館 青葉の森公園芸術文化ホール	休館（休業）	全体	緊急事態措置の間
18	商工労働部	経済政策課	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	休館（休業）	全体	緊急事態措置の間

県有施設等の閉鎖等の一覧

No.	所管部局庁名	所管課名	施設名	閉鎖等の状況	閉鎖等の箇所	閉鎖等の終期
19	商工労働部	企業立地課	かずさアカデミアホール	休館（休業）	全体	緊急事態措置の間
20	農林水産部	畜産課	千葉県酪農のさと	休館（休業）	全体	緊急事態措置の間
21	農林水産部	森林課	内浦山県民の森	一部休館（休業）	宿泊施設、体育館、バーベキュー施設等、 駐車場の一部（公共バス利用部分を除く）	緊急事態措置の間
22	農林水産部	森林課	清和県民の森	一部休館（休業）	宿泊施設、バーベキュー施設等、 駐車場の一部（公共バス利用部分を除く）	緊急事態措置の間
23	農林水産部	森林課	館山野鳥の森	一部休館（休業）	屋内施設等、駐車場	緊急事態措置の間
24	農林水産部	森林課	船橋県民の森	一部休館（休業）	バーベキュー施設等、駐車場	緊急事態措置の間
25	農林水産部	森林課	東庄県民の森	一部休館（休業）	屋内施設、運動施設等、駐車場	緊急事態措置の間
26	農林水産部	森林課	大多喜県民の森	一部休館（休業）	宿泊施設、屋内施設等、駐車場	緊急事態措置の間
27	農林水産部	漁港課	銚子漁港 夫婦ヶ鼻公園 駐車場、 夕日に映える広場 駐車場	立入制限	駐車場への漁業関係者以外の立入を禁止	当面の間
28	農林水産部	漁港課	飯岡漁港 親水型防波堤、 いいおかみなと公園 駐車場	閉鎖	防波堤、駐車場のみ	当面の間
29	農林水産部	漁港課	栗山川漁港 マリンピアくりやまがわ後背地（駐車場）	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
30	農林水産部	漁港課	太東漁港 太東海浜広場 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
31	農林水産部	漁港課	天津漁港 漁港海岸 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
32	農林水産部	漁港課	鴨川漁港 親水防波堤、駐車場	閉鎖	防波堤、駐車場のみ	当面の間
33	農林水産部	漁港課	乙浜漁港 漁港海岸 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
34	農林水産部	漁港課	富崎漁港 相浜海岸 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
35	農林水産部	漁港課	勝山漁港 漁港海岸 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
36	県土整備部	道路環境課	部原 簡易PA	閉鎖	簡易PAのみ	当面の間

県有施設等の閉鎖等の一覧

No.	所管部局庁名	所管課名	施設名	閉鎖等の状況	閉鎖等の箇所	閉鎖等の終期
37	県土整備部	河川環境課	日在浦海岸 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
38	県土整備部	港湾課	千葉ポートパーク	一部休館（休業）	BBQ、庭球場、駐車場	緊急事態措置の間
39	県土整備部	港湾課	新港公園	一部休館（休業）	庭球場・野球場、駐車場	緊急事態措置の間
40	県土整備部	港湾課	潮浜公園	一部休館（休業）	庭球場、駐車場	緊急事態措置の間
41	県土整備部	港湾課	富津みなと公園	一部休館（休業）	遊具施設、駐車場	緊急事態措置の間
42	県土整備部	港湾課	上総湊港海浜公園	一部休館（休業）	遊具施設、駐車場	緊急事態措置の間
43	県土整備部	港湾課	袖ヶ浦海浜公園	一部休館（休業）	BBQ、遊具施設、駐車場	緊急事態措置の間
44	県土整備部	港湾課	興津港海浜公園 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
45	県土整備部	港湾課	名洗港海浜公園 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
46	県土整備部	港湾課	内港公園 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	緊急事態措置の間
47	県土整備部	港湾課	内港北公園 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	緊急事態措置の間
48	県土整備部	港湾課	栗坪浜緑地（駐車場）	閉鎖	駐車場のみ	緊急事態措置の間
49	県土整備部	港湾課	検見川の浜駐車場	閉鎖	駐車場のみ	緊急事態措置の間
50	県土整備部	港湾課	館山港 北条海岸 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	当面の間
51	県土整備部	公園緑地課	富津公園	一部休館（休業）	屋内施設、遊戯施設、野外劇場、展望塔、運動施設、駐車場	緊急事態措置の間
52	県土整備部	公園緑地課	印旛沼公園	一部休館（休業）	運動施設、遊戯施設、駐車場	緊急事態措置の間
53	県土整備部	公園緑地課	館山運動公園	一部休館（休業）	屋内施設、運動施設、遊戯施設、駐車場	緊急事態措置の間
54	県土整備部	公園緑地課	青葉の森公園	一部休館（休業）	屋内施設、遊戯施設、BBQ、ドッグラン、駐車場	緊急事態措置の間

県有施設等の閉鎖等の一覧

No.	所管部局庁名	所管課名	施設名	閉鎖等の状況	閉鎖等の箇所	閉鎖等の終期
55	県土整備部	公園緑地課	柏の葉公園	一部休館（休業）	屋内施設、運動施設、遊戯施設、野外劇場、BBQ、ドッグラン、バラ園、駐車場	緊急事態措置の間
56	県土整備部	公園緑地課	北総花の丘公園	一部休館（休業）	屋内施設、BBQ、ドッグラン、駐車場	緊急事態措置の間
57	県土整備部	公園緑地課	長生の森公園	一部休館（休業）	運動施設、駐車場	緊急事態措置の間
58	県土整備部	公園緑地課	行田公園	一部休館（休業）	遊戯施設、駐車場	緊急事態措置の間
59	県土整備部	公園緑地課	蓮沼海浜公園	一部休館（休業）	運動施設、展望塔、遊戯施設、駐車場	緊急事態措置の間
60	県土整備部	公園緑地課	手賀沼ふれあい自然緑道 駐車場	閉鎖	駐車場のみ	緊急事態措置の間
61	県土整備部	公園緑地課	幕張海浜公園 駐車場	閉鎖	県管理のFブロック、Gブロック駐車場のみ ※千葉市等が管理する他のブロックの駐車場等も閉鎖中	緊急事態措置の間
62	県土整備部	下水道課	花見川終末処理場（美浜ふれあい広場）	一部休館（休業）	運動施設（野球場、サッカー場、ゲートボール場）、 駐車場	緊急事態措置の間
63	県土整備部	下水道課	江戸川第二終末処理場（いこいの広場）	一部休館（休業）	遊戯施設、駐車場	緊急事態措置の間
64	教育庁教育振興部	生涯学習課	県立手賀の丘少年自然の家	休館（休業）	全体	当面の間
65	教育庁教育振興部	生涯学習課	県立水郷小見川少年自然の家	休館（休業）	全体	当面の間
66	教育庁教育振興部	生涯学習課	県立君津亀山少年自然の家	休館（休業）	全体	当面の間
67	教育庁教育振興部	生涯学習課	県立東金青年の家	休館（休業）	全体	当面の間
68	教育庁教育振興部	生涯学習課	県立鴨川青年の家	休館（休業）	全体	当面の間
69	教育庁教育振興部	生涯学習課	県立中央図書館	休館（休業）	全体 ※ただし相談業務は継続中	当面の間
70	教育庁教育振興部	生涯学習課	県立西部図書館	休館（休業）	全体 ※ただし相談業務は継続中	当面の間
71	教育庁教育振興部	生涯学習課	県立東部図書館	休館（休業）	全体 ※ただし相談業務は継続中	当面の間
72	教育庁教育振興部	文化財課	千葉県立房総のむら	休館（休業）	全体	当面の間



県有施設等の閉鎖等の一覧

No.	所管部局庁名	所管課名	施設名	閉鎖等の状況	閉鎖等の箇所	閉鎖等の終期
73	教育庁教育振興部	文化財課	千葉県立中央博物館	休館（休業）	全体	当面の間
74	教育庁教育振興部	文化財課	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	休館（休業）	全体	当面の間
75	教育庁教育振興部	文化財課	千葉県立中央博物館 大利根分館	休館（休業）	全体	当面の間
76	教育庁教育振興部	文化財課	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	休館（休業）	全体	当面の間
77	教育庁教育振興部	文化財課	千葉県立関宿城博物館	休館（休業）	全体	当面の間
78	教育庁教育振興部	文化財課	千葉県立美術館	休館（休業）	全体	当面の間
79	教育庁教育振興部	文化財課	千葉県立現代産業科学館	休館（休業）	全体	当面の間
80	教育庁教育振興部	体育課	千葉県総合スポーツセンター	休館（休業）	全体	当面の間
81	教育庁教育振興部	体育課	千葉県総合スポーツセンター射撃場	休館（休業）	全体	当面の間
82	教育庁教育振興部	体育課	千葉県総合スポーツセンター東総運動場	休館（休業）	全体	当面の間
83	教育庁教育振興部	体育課	千葉県国際総合水泳場	休館（休業）	全体	当面の間

## 公の施設の利用中止等に伴う使用料等の返還について

令和2年5月5日  
総務部

県では、県の施設の利用予定者が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、施設利用の中止、延期又は規模縮小を行った場合、令和2年5月6日までの利用分を対象に施設使用料（利用料金）を返還している。

緊急事態措置の延長に伴い、下記のとおり、この取扱いを5月31日まで再延長することとする。

### 記

#### 1 対象施設

公の施設（指定管理者制度を導入している施設を含む）

※公の施設(103施設)のうち、イベント等が開催される、幕張メッセ国際展示場、文化会館、スポーツ施設など。

#### 2 対象期間

【再延長前】 令和2年2月1日（\*）～令和2年5月6日の利用分

【再延長後】                    "                    ～令和2年5月31日の利用分

\* 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日

#### 3 施設使用料（利用料金）の取扱い

- ・ 納付済の場合、全額返還する（規模縮小の場合は差額のみ）。
- ・ キャンセル料は不要とする。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

総務部 政策法務課

043-223-2169